平成22年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

平成22年７月２日

観光庁長官　溝畑　　宏

１　試験の種類　総合旅行業務取扱管理者試験

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県及び沖縄県

３　試験日　平成22年10月11日（月：祝日）

４　試験科目　試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。

⑴　旅行業法及びこれに基づく命令

⑵　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

⑶　国内旅行実務

ア　本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金

イ　本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務

⑷　海外旅行実務

ア　本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金

イ　旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、為替管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令

ウ　本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務

エ　主要国の観光

オ　本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学

カ　本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務

５　受験手続

⑴　受験願書受付期間及び受付時間　受験願書提出先へ持参する場合の受付期間は、平成22年８月３日（火）から８月10日（火）まで（８月７日（土）及び８日（日）を除く）とし、受付時間は、10時から16時までとする（正午から13時の間を除く）。

なお、受験願書提出先へ郵送する場合は、平成22年７月２日（金）から８月10日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑵　受験願書提出先　社団法人　日本旅行業協会（東京都千代田区霞が関３丁目３番３号全日通霞が関ビルディング３階　郵便番号100―0013）

⑶　受験手数料

ア　試験を受けようとする者は、受験願書を提出する際に受験手数料6,500円を郵便局からの払込み又は銀行振込みにより社団法人日本旅行業協会に納付し、払込み又は振込みの際に発給される振替払込受付証明書又は受験手数料払込証明書を受験願書に添付すること。

イ　受験手数料を受領した後は、いかなる場合でも返還しない。

⑷　受験票の送付　受験願書が完備し、かつ、受験手数料を納付した者に対し、受験票を送付する。

６　試験の一部免除

⑴　平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者

ア　平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑵　平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者

ア　平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶の科目について試験の免除を受けることができる。

イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑶　平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」科目合格者

ア　平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑷　国内旅行業務取扱管理者有資格者

ア　国内旅行業務取扱管理者有資格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑴及び⑶の科目について試験の免除を受けることができる。

イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験合格証の写し若しくは国内旅行業務取扱管理者試験合格証の写しを添付すること。

⑸　国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者

ア　国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑴、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験合格証の写し若しくは国内旅行業務取扱管理者試験合格証の写し及び平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑹　平成22年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者

ア　社団法人日本旅行業協会が平成22年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」課程を修了した者は、４に掲げる試験科目のうち、⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成22年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

⑺　平成22年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者で平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者

ア　社団法人日本旅行業協会が平成22年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」課程を修了した者で、平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成22年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し及び平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験合格証の写しを添付すること。

⑻　平成22年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者

ア　社団法人日本旅行業協会が平成22年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」課程を修了した者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶の科目について試験の免除を受けることができる。

イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成22年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

⑼　平成22年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者で平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者

ア　社団法人日本旅行業協会が平成22年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」課程を修了した者で、平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成22年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し及び平成21年度総合旅行業務取扱管理者試験合格証の写しを添付すること。

⑽　平成21年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の修了者又は平成22年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」課程を修了した者

ア　社団法人日本旅行業協会が平成21年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修を修了した者又は平成22年度総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」課程を修了した者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成21年度又は平成22年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。